

# 令和5年度羽島市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防

## 業務委託仕様書

### 1. 業務名

令和5年度羽島市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防業務委託

### 2. 業務委託番号

保委第7号

### 3. 業務の目的

糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者及び治療中断者に対する受診勧奨や保健指導、糖尿病性腎症等で通院する重症化するリスクの高い者に対するかかりつけ医と連携した予防事業を実施することにより、継続的に病状の維持改善に必要な自己管理ができ、QOL（生活の質）の向上や、人工透析への移行等の重症化を遅らせることを目的とする。

### 4. 対象者の抽出基準

受託者は、医療機関未受診者及び糖尿病治療中断者に対して書面及び電話による受診勧奨を実施する。

また、通院中の糖尿病患者のうち腎症重症化リスクの高い者及びかかりつけ医からの情報提供があった者に対して、保健指導を実施する。

#### (1) 羽島市による抽出

##### ①医療機関未受診者

5年度の羽島市国民健康保険特定健康診査において、空腹時血糖 126mg/dL または HbA1c (NGSP) 6.5%以上の者で、レセプトデータから未受診と考えられる者。

##### ②糖尿病治療中断者

過去3年程度の羽島市国民健康保険特定健康診査結果において、HbA1c (NGSP) 6.5%以上が確認されている者のうち、糖尿病通院中で最終の受診日から6ヶ月以上経過しても受診した記録がない者。

##### ③通院中の糖尿病患者のうち腎症重症化リスクの高い者

4年度の羽島市国民健康保険特定健康診査において、空腹時血糖 126mg/dl または HbA1c (NGSP) 6.5%以上の者のうち、以下のいずれかに該当する者。

- ・検査値より腎症4期：eGFR30mL/分/1.73 m<sup>2</sup>
- ・検査値より腎症3期：尿蛋白陽性
- ・検査値より腎症2期：尿蛋白擬陽性

(2) かかりつけ医からの情報提供

糖尿病治療中に、尿蛋白、eGFR 等により腎機能低下が判明し、羽島市による保健指導が必要とかかりつけ医が判断した者。

(3) 除外基準

以下に該当する場合は、対象者から除外する。

- ①受診勧奨及び保健指導開始時に羽島市国民健康保険の資格を喪失している者  
(保健指導開始後に資格を喪失した者は、本人の希望に応じて支援を継続する。)
- ②1型糖尿病患者
- ③eGFR15ml/分/1.73 m<sup>2</sup>未満の者又は透析治療中の者
- ④がん等で終末期にある者
- ⑤重度の合併症を有する者
- ⑥認知機能障害がある者
- ⑦精神疾患等の罹患により指導に適さない者
- ⑧その他特別な事情を有する者

(4) 保健指導参加者

4. (1) ③及び(2)に該当する参加勧奨対象者の中で、必要書類を提出し参加申し込みを完了したものを保健指導参加者とする。受注者は、事業実施中に、保健指導参加者が(3)除外基準のいずれかに該当すると判明した場合、羽島市およびかかりつけ医に速やかに報告し指示を仰ぎ、保健指導の提供を中止することについて本人に相談することができる。

## 5. 対象者の上限人数

- ①医療機関未受診者 32人
- ②糖尿病治療中断者 12人
- ③通院中の糖尿病患者のうち腎症重症化リスクの高い者(募集及び参加勧奨) 100人  
通院中の糖尿病患者のうち腎症重症化リスクの高い者(保健指導) 20人  
なお、令和3年度の状況に基づいて積算しているが、人数については変動がありうる。

## 6. 業務履行場所

羽島市役所、保健指導対象者の自宅及び受注者作業場所

## 7. 委託期間

契約日の翌日から令和6年3月29日(金)まで

## 8. 羽島市が行う業務

- (1) 医療機関受診勧奨対象者の抽出

4. (1) ①及び②に基づき受診勧奨対象者を抽出し、別紙1「羽島市が受注者に提供するデータ等」を受注者に提供する。

(2) 保健指導参加勧奨対象者の抽出

4. (1) ③に基づき参加勧奨対象者を抽出し、別紙1「羽島市が受注者に提供するデータ等」を受注者に提供する。

(3) 保健指導希望者の受付

①羽島市による抽出

羽島市は、受注者が参加勧奨対象者に発送した保健指導依頼票をかかりつけ医から受理する。

②かかりつけ医からの情報提供

羽島市は、かかりつけ医から保健指導依頼票を受理する。

(4) 保健指導参加者の決定

羽島市は、募集結果を基に保健指導参加者を決定し、「保健指導参加者リスト」を受注者にデータで提供する。

なお「保健指導参加者リスト」の提供日は、羽島市と受注者の協議の上定める日とする。

(5) 面談の会場提供

面談会場は、原則、羽島市が無償にて公共・公用施設を用意する。

## 9. 受注者が行う業務

(1) 4. (1) ①～②該当者への医療機関受診勧奨の実施

受注者は、羽島市と内容を協議の上、かかりつけ医への受診勧奨案内書を作成し、受診勧奨案内書等を送付後に、電話による受診勧奨を実施する。なお、電話番号は羽島市が提供する。

(ア) 医療機関受診勧奨

①各種文書の作成

受注者は、受診勧奨案内書等、必要な以下の文書を羽島市と協議の上、ナッジ理論（自発的に望ましい行動を選択するよう促す仕掛けや手法）を活用して作成する。なお、文書の作成費用は受注者が負担する。

(ア) 受診勧奨案内書

(イ) 特定健康診査受診結果票（羽島市の様式）

(ウ) 特定健康診査結果の見方（羽島市の様式）

なお、(イ)及び(ウ)は羽島市が受注者に提供する。

②受診勧奨案内書等の封入、封緘、送付

受注者は、(ア) ①(ア)から(ウ)までの文書を、羽島市が提供する封筒に封入、封緘の上、医療機関受診勧奨対象者に送付する。案内に係る郵送費は受注者の負担とする。

#### (イ) 勧奨

受注者は、受診勧奨案内書等の送付後に架電し、医療機関への受診状況を確認する。未受診の場合には、医療機関の受診を勧める。

なお、勧奨に当たっては、羽島市からの受託会社であることを名乗り、対象者本人へ確実に勧奨を行うこと。また、不通の場合は、曜日、時間を変えて3回まで架電すること。なお、通信費は受注者の負担とする。

電話勧奨結果は、別紙2「電話勧奨対応報告書」に記録し、電話勧奨終了後に羽島市に報告する。

#### (2) 4. (1) ③該当者への保健指導の実施

受注者は、羽島市より提供された参加勧奨対象者リストに基づき、4. (1) ③に該当する糖尿病治療中の対象者に保健指導案内書等を送付する。また、併せて電話による参加勧奨を実施する。

なお、電話番号は羽島市が提供する。

#### (ア) 保健指導希望者の募集等

##### ①各種文書の作成

受注者は、保健指導案内書等、募集に必要な以下の文書を羽島市と協議の上、ナッジ理論（自発的に望ましい行動を選択するよう促す仕掛けや手法）を活用して作成する。なお、文書の作成費用は受注者が負担する。

(ア) 挨拶文

(イ) 保健指導案内書

(ウ) 医療機関向け協力依頼書

(エ) 保健指導依頼票

(オ) 文書料請求の案内文書（説明文、書き方及び請求書（羽島市の様式））

##### ②保健指導案内書等の封入、封緘、送付

受注者は、(ア) ①(ア)から(オ)までの文書及び羽島市宛ての返信用封筒を、羽島市が提供する封筒に封入、封緘の上、参加勧奨対象者に送付する。返信用封筒は羽島市の負担で作成し、案内に係る郵送費は受注者の負担とする。なお、返信用封筒は受注者が作成してもよいが、その場合、デザイン等について事前に羽島市と協議すること。

#### (イ) 参加勧奨及び保健指導

受注者は、保健指導案内書等の送付後に参加勧奨対象者へ保健師・看護師等専門職による架電を行い、保健指導の内容、参加勧奨対象者とした理由、申込方法等について説明するとともに、参加希望が得られるよう保健指導の参加勧奨を行う。

ただし、保健指導希望者が上限人数に達し次第、電話勧奨を直ちに終了し、羽島市へ報告すること。

なお、勧奨に当たっては、羽島市からの受託会社であることを名乗り、対象者本人へ確実に勧奨を行うこと。また、不通の場合は、曜日、時間を変えて3回まで架電すること。なお、通信費は受注者の負担とする。

電話勧奨結果は、別紙2「電話勧奨対応報告書」に記録し、電話勧奨終了後に羽島市に報告すること。

(ウ) 初回面談日の設定

受注者は、保健指導参加者に連絡の上、初回の面談日を設定する。初回面談日の決定以降、保健指導を開始する。

(エ) 保健指導の実施

保健指導の実施に当たっては、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」(平成31年4月25日改定(平成28年3月24日に日本医師会、日本糖尿病対策推進協議会会議及び厚生労働省において締結された、糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定に基づくもの))、「糖尿病治療ガイド」(日本糖尿病学会編)及び「CKD診療ガイド」(日本腎臓学会・著)に基づいて実施するものとする。

また、当該保健指導は当該年度中に完了するものとして、次年度にまたがらないように行うものとする。保健指導の実施に要する費用は、受注者が負担する。

①個別支援計画の作成

保健指導の実施に当たっては、保健指導参加者個人の状況やニーズに沿った個別の支援計画を作成する。

なお、保健指導の実施期間は原則6か月間とし、終了した者に対してアンケート等を実施し、評価を行う。

②指導内容

(ア) 支援回数

指導は個々の状況に応じて実施回数等を変更することができる。その内容は羽島市と受注者の協議の上で決定する。

(イ) 指導のメニュー

かかりつけ医が記入した保健指導依頼票に沿った指導とする。指導方法は、対面、Web面談、電話のいずれかとする。

(ウ) 指導に用いる教材

受注者が制作したテキスト、自己管理が可能な手帳又は手帳に替わるツールを必須とするが、その内容については、事前に羽島市の確認を得ること。

なお、受注者の提案により、この他の教材を付加しても構わないが、その内容は羽島市と受注者の協議の上決定する。

(エ) 対面による面談の会場及び日時並びに面談者

(1)面談会場は、原則、羽島市が無償にて公共・公用施設を用意する。また、提供可能な期間と会場は、別途羽島市から提示する。

(2)面談会場は禁煙とし、受注者は保健指導参加者のプライバシーの確保に留意する。

(3)受注者は、面談の日時を決定する際において、羽島市に協議し承認を得るものとする。

- (4)受注者は、保健指導参加者の利便性を考慮し、保健指導参加者と調整の上、実施日を設定するものとする。
- (5)受注者は、面談の実施にあたり、感染症予防対策を行うこと。
- (6)保健指導参加者の意向等によって、当該参加者の家族等の同席は認める。

#### (オ)Web 面談の実施

受注者は、保健指導参加者から保健指導に当たって、Web 面談の利用について要望があった場合に対応できる環境を整えること。

- (1)受注者は、Web 面談の実施に当たって保健指導参加者の新たな機器等の購入、携帯端末機のデータ容量の変更等による金銭的負担の増大等、保健指導参加者の著しい経済的負担が生じることのないよう、配慮すること。
- (2)受注者は、Web 面談の実施に当たって、保健指導参加者に対して Web 面談の実施（操作及びアクセス）方法等について、十分な説明を行うこと。
- (3)受注者は、保健指導参加者が自らの責任において新たな機器等を購入し、又は携帯端末機のデータ容量の変更等を行う場合は、その際の希望者の経済的負担に関して羽島市及び受注者は補償等を行わないことについて、十分かつ丁寧に希望者に説明すること。
- (4)受注者は、Web 面談の実施に当たって、対面による面談と同等以上の質を確保するよう努めること。
- (5)通信等の障害によって Web 面談が中断した場合、受注者は保健指導参加者に説明の上、障害が回復した後に改めて中断する前の時間を差し引いた残りの時間の範囲において、Web 面談を実施することとする。

なお、中断した Web 面談と改めての Web 面談とを併せて 1 回の面談実施とする。

#### ③かかりつけ医との連携

受注者は、個別支援計画の作成及び保健指導において、かかりつけ医との良好な関係を築き、指導内容についての報告及び必要に応じて相談を行う。

#### ④相談・苦情窓口の設置

受注者は、保健指導参加者及びかかりつけ医からの質問、相談、苦情等に迅速かつ適切に対応するため、電話相談窓口を設置すること。

また、対応マニュアルの整備等により、従事者が統一した対応をし、必要に応じて羽島市へ報告すること。

### (3) 保健指導に従事する者

#### ①資格

保健指導に従事する者は、保健師、管理栄養士、看護師（但し、一定の保健指導の実務経験がある者）とする。

#### ②その他の条件

糖尿病及び慢性腎臓病（CKD）の病態や治療方法について、専門医による講習や各学会のガイドラインの確認等により、あらかじめ介入に必要な知識及び技術を習得

した者であること。

#### (4) 保健指導の中断・脱落の防止

受注者は、保健指導を途中で中断、脱落する可能性が出てきた保健指導参加者へのアプローチについて、手法の検討及び指導の実施について羽島市と協議すること。

また、電話、手紙、メール等の手段を適切に用い、中断、脱落者の発生を極力、防止すること。

#### (5) 保健指導停止の条件

保健指導参加者が、保健指導期間の途中で以下の①から④までの経緯をたどり、事前連絡無しに連絡不通となった場合、受注者は、羽島市に報告の上協議し、双方合意によりやむを得ないと判断した場合は、保健指導を停止する。

保健指導停止の決定は、羽島市及び受注者の併記にて受注者が代理で保健指導参加者へ通知する。保健指導停止が決定した場合、受注者は保健指導停止報告書を作成し、羽島市へ提出すること。

①最後の保健指導から1か月間経過し、保健指導予定週を迎えても連絡がつかない。

②曜日や時間を変えて電話連絡（架電回数3回以上）を続ける。

③上記①、②を経て連絡不通の者は、書面で保健指導継続意思の確認を行う。

④ ③の書面を発送後、2週間経過しても連絡がない。

#### (6) 報告書の作成及び提出

受注者は、以下の書類を作成し、羽島市またはかかりつけ医等に提出する。その際、提出書類の様式及び提出時期は、羽島市と協議の上定めることとする。また、他に報告を要する事案が発生した場合には、随時、当該事案についての報告書を作成し、羽島市に提出を行う。

##### ①実施状況報告書

受注者は羽島市へ、保健指導等の実施者数等の全体実施状況をまとめて、実施報告書を提出する。また、以下の事項も報告書に記載する。

(ア) 保健指導参加者が参加を中断する場合、中断等の理由を記載する。

(イ) 保健指導参加者やかかりつけ医から寄せられた意見等があれば、集約して記載する。

また受注者は、保健指導参加者の保健指導内容をかかりつけ医に随時報告する。

##### ②事業評価報告書

受注者は、保健指導完了後、全体の評価（参加率、血液検査データ、参加者からのアンケート等）をまとめた事業評価報告書を契約期間内に羽島市へ提出する。なお、事業評価報告書、データの提出方法は、対面または郵送とする。

9. を行う上で、より効果的な保健指導を実施する場合は、事前に羽島市と協議を行い、羽島市の承諾を得た上で実施するものとする。

## 10. 羽島市・受注者が行う業務

(1) 委託業務の開始に当たり、羽島市と受注者は委託業務の詳細を決定する打合せを実施する。

(2) 打合せ場所や日時、方法については、羽島市と受注者が協議の上で決定する。

## 11. 情報の保護

(1) 羽島市、受注者の双方は本業務の履行に当たり知り得た情報を第三者に漏らさない(資料の転写、複写、転載、閲覧及び貸出を含む)。

(2) 受注者は本業務のデータ管理において、漏えい、減失、き損及び改ざんを未然に防止するため、必要な措置を講じる。

(3) 委託業務完了後、受注者は本業務の履行に当たり収集、管理したデータを速やかに羽島市に引き渡すものとする。また、受注者のシステムにデータを取り込んだ場合は、個人が特定されるデータについて速やかに消去し、かつ復元できないよう処置を講じ、羽島市へ報告を行うこと。

## 12. 個人情報

(1) 受注者は、本業務の履行に当たり、細心の注意をもって個人情報の管理に当たる。

(2) 受注者は、本業務の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律及び別紙3「個人情報取扱特記事項」を遵守し、「6. 業務履行場所」の受注者作業場所にて業務を行う場合は、別紙4「作業場所に関する報告書」を羽島市に提出する。

## 13. その他

(1) 受注者は事故やトラブルが生じた時には適切な措置を講じるとともに、直ちに羽島市に報告すること。

(2) 羽島市が要請する緊急の連絡や協議に受注者は迅速に対応すること。

(3) 支払いは完成払いとし、請求書は検査に合格後、速やかに羽島市に提出すること。

(4) この仕様書に定めのない事項については、羽島市と受注者が協議の上、決定する。

## 羽島市が受注者に提供するデータ等

羽島市は、「業務委託仕様書」の定めに従い、実施する事業に応じて以下のデータを受注者に提供する。

**1. 委託業務の開始に当たって提供するもの**

NO	名称	内容	提供可能時期
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関未受診者リスト</li> <li>・ 糖尿病治療中断者リスト</li> <li>・ 腎症重症化対象者リスト</li> </ul>	氏名、年齢、住所、被保険者記号・番号、性別、健診結果等	契約締結以降随時

**2. その他**

(1) その他業務実施の上で必要なデータ

業務を実施する上で、本仕様書に定めのないデータが必要になった場合、羽島市、受注者にて協議の上、提供する。

## 電話勧奨対応報告書

通番	漢字氏名	カナ氏名	住所	性別	年齢	電話番号	架電日 (1回目)	架電時間 (1回目)	架電日 (2回目)	架電時間 (2回目)	架電日 (3回目)	架電時間 (3回目)	対応結果	対応者	備考
例	羽島 花子	ハシマ ハナコ	羽島市竹鼻町55番地	女	55	058-392-1111	R5.7.20	12:00	R5.7.22	18:00				本人	
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するに当たっては、番号法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守し、個人情報の取り扱いを適切に行い、個人の権利利益を保護することに努めなければならない。

### (責任者等の届出)

第2 受注者は、この契約による業務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、あらかじめ書面により発注者に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も同様とする。

### (個人情報の秘密の保持)

第3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用してはならない。また、番号法第19条各号に規定する場合を除き、第三者に提供してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

第5 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (再委託)

第6 受注者は、この契約（協定）による個人情報を取り扱う業務について第三者に委託（以下「再委託」という。）するときは、発注者の承諾を得なければならない。

2 受注者は、再委託を行うときは、再委託の受注者に第2の事項を遵守させなければならない。また、再委託の契約書に第3から第12の事項を明記しなければならない。

3 前2項は、受注者が会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社に再委託する場合も適用される。

(適正な管理及び返還)

第7 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、改ざん、損傷、滅失その他の事故を防止すること。

2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

3 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

4 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への教育)

第8 受注者は、事務従事者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項について、教育しなければならない。

(立入調査)

第9 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査し、報告を求められることができる。

2 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱う個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができるものとし、受注者はこれに従うものとする。

(報告)

第10 受注者は、発注者から事務従事者に対する監督・教育の状況、その他この契約内容の遵守状況について求められた場合には、書面による報告を行わなければならない。

2 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第12 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により発注者は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 作業場所に関する報告書

令和 年 月 日

(あて先) 羽島市長

受注者 所在地又は住所  
名称又は指名

令和5年度羽島市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託を受注するにあたり、個人情報取扱特記事項第8の2に基づき、下記の通り提出します。

本委託業務については、個人情報保護及び情報セキュリティを保持する観点から、当社の管轄下にある以下の作業場所のみで作業を行い、委託業務に関わるデータ、マニュアル、仕様書、その他関係するデータ及び文書類を、いかなる形であっても作業場所から外部に持ち出すことはいたしません。

同時に、この旨を業務に従事する者に徹底させていることも、併せてご報告します。

## 記

- 1 作業場所
- 2 作業場所の権利関係 自社所有・賃貸・その他( )
- 3 同所における作業従事者
 

管理者氏名	_____
作業員氏名	_____
その他(管理部門)氏名	_____
- 4 保管庫の状況
 

場所:	_____
構造:	_____
かぎの管理方法:	_____

<記入上の注意>

- ・実際に作業を開始する前に報告すること。
- ・複数の作業場所の申請を同時に行う場合は、1箇所に対し1枚を申請すること。